

平成28年度第3回本庄市総合教育会議 次第

日時 平成29年 2月24日（金）

午後3時から

場所 本庄市役所5階503会議室

1. 開 会

2. 市長挨拶

3. 教育長挨拶

4. 議 題

（1）本庄市いじめ防止等のための基本的な方針について

（2）学校施設等における災害への取組について

（3）学校施設における内装の木質化について

5. その他

6. 閉 会

【配布資料】

資料1：A4 冊子

資料2：A4 両面1枚

資料3：A4 片面1枚

本庄市いじめ防止等のための基本的な方針 (案)

平成29年 月

本 庄 市
本庄市教育委員会

目 次

はじめに	1
第1 市基本方針の策定	1
1 策定の目的	1
2 いじめの定義	1
3 いじめ防止等のための対策の基本理念	2
4 市の責務	2
5 学校の責務	2
6 保護者の責務	2
第2 いじめ防止等のための対策に関する事項	3
1 法で規定された組織の設置	3
2 市が実施する施策	3
3 学校において実施する施策	4
第3 重大事態への対処	7
1 重大事態の理解	8
2 重大事態の報告	8
3 当面の対応	8
4 学校又は教育委員会による調査	8
5 調査結果の提供及び報告	10
6 調査結果の報告を受けた市長による再調査	10
7 調査の結果を踏まえた措置	10
第4 その他いじめの防止等のための対策に関する事項	10

はじめに

いじめは、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではない。また、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本庄市では、これまでもいじめは決して許されない行為であるとともに、どの児童生徒にもどの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、防止と対策にあたってきた。また、各学校においても、本庄市教育委員会（以下「教育委員会」という。）や関係機関等と連携して、いじめ防止のための様々な取組を行い、「安全・安心な学校づくり」を推進しているところである。

このたび、本庄市では、これまでの教育委員会や学校による、いじめの防止、いじめの早期発見及び対処のための対策を、総合的かつより効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、「本庄市いじめ防止等のための基本方針」（以下「市基本方針」という。）を策定する。

なお、本基本方針における「学校」の範囲は、「本庄市立学校設置及び管理に関する条例」に規定する本庄市立の小学校、中学校とする。

第1 市基本方針の策定

1 策定の目的

（地方いじめ防止基本方針）

法第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

本庄市（以下、「市」という。）は、法の趣旨を踏まえ、国及び埼玉県（以下「県」という。）の基本方針を参酌し、本市におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、市基本方針を定める。

市基本方針では、本市の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方針を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本市において組織的、計画的かつ迅速に行われるよう、講ずべき対策の内容を具体的に記載する。

2 いじめの定義

（定義）

法第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

※具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

また、これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る必要がある。

3 いじめ防止等のための対策の基本理念

次の基本理念の下、いじめ防止等のための対策を行わなければならない。

- (1) いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨とする。
- (2) 全ての児童生徒がいじめを行わず、また、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨とする。
- (3) いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、家庭、地域住民、関係機関等の連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

4 市の責務

市は、いじめの防止等のための対策について、国や県と協力しつつ、本市の実情に応じた施策を策定し、実施するものとする。(法6、7条)

5 学校の責務

学校は、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関等と連携を図りつつ、学校全体で、いじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処するものとする。(法8条)

6 保護者の責務

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うものとする。また、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護するものとする。さらに、市及び学校が講じるいじめの防止等のための施策に協力するよう努めるものとする。(法9条)

第2 いじめ防止等のための対策に関する事項

1 法で規定された組織の設置

	本庄市いじめ問題対策連絡協議会	本庄市いじめ問題専門委員会	本庄市いじめ問題再調査委員会
根拠	法第14条第1項	法第14条第3項 法第28条第1項	法第30条第2項
	(本庄市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例)		
構成員	学校教育関係者、児童相談所、地方法務局、警察、市その他のいじめの防止等に関係する者	法律、医療、心理、福祉等についての専門的知識及び経験を有する者	法律、医療、心理、福祉等についての専門的知識及び経験を有する者
取組	○いじめ問題に関する施策の推進及び調整 ○学校、地域のいじめの状況や取組の現状把握、分析 ○市や学校のいじめ防止等の取組の提言や評価	○学校、地域のいじめの状況やいじめ防止等に向けた取組状況の把握 ○個々のいじめ事案に対する対処の仕方、予防に関する研究 ○重大事態に係る調査	○重大事態に係る調査結果に対する再調査

2 市が実施する施策

(1) 学校への支援

ア スクールカウンセラー等の配置と活用

- (ア) スクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者のカウンセリングを行うとともに、教員のカウンセリング能力の向上などにも、活用されるよう支援する。
- (イ) スクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関等との連携を図り、いじめの背景にある家庭環境等の問題の解決に向けた支援を行う。
- (ウ) さわやか相談員等の児童生徒への身近な相談員を配置する。

イ 教職員のいじめ問題に対する指導力の向上

- (ア) いじめについて基本的な理解を図るとともに、各段階における適切な対応について理解を深めさせるため、いじめを防止する実践的指導力の向上を図る研修会を実施する。
- (イ) いじめ問題への組織的な対応の徹底、いじめの未然防止のための道徳教育の充実、「彩の国生徒指導ハンドブック『New I's』」の活用、児童生徒に対するいじめ問題啓発資料の活用、アンケート調査の複数回実施、保護者へのいじめ問題の理解を深めるための広報啓発活動等が推進されるよう指導・助言を行う。
- (ウ) いじめの防止に係る学校の取組状況を調査し、その結果をもとにした組織的な対応等、いじめのない学校づくりのための留意点について、学校に情報を提供する。
- (エ) 指導主事が学校を訪問して、生徒指導体制や、いじめ問題への対応について指導・助言を行う。

ウ いじめの未然防止のための道徳教育・人権教育の充実

- (ア) 教員の道徳の授業力向上に向けた指導・助言を行う。
- (イ) 人権教育研究校を委嘱し、指導・助言を行うとともにその取組や成果について、市内の学校に広める。

エ 「学級集団アセスメント」(心理診断)の実施と活用

児童生徒の自己肯定感、疎外感等や学級の状態を測定するための検査を全校で実施する。また、その活用のための研修会を開催する。

オ ネットいじめへの対応の推進

- (ア) 児童生徒の携帯電話等の所持や利用に関する調査を実施し、現状把握を行う。
- (イ) ネットいじめを含めたネットワーク上の情報モラルや知識、トラブル等に関する講演会等の開催を推進し、指導者の派遣等の支援を行う。

(2) 相談しやすい環境の整備

- ア いじめ等に対応する電話相談窓口「本庄市子どもの心の相談員」を設置する。
- イ いじめ等に対応する電話相談窓口について、児童生徒及び保護者に対して周知する。
- ウ さわやか相談員等、学校に配置する児童生徒の身近な相談員の活用を促進する。
- エ 相談員の対応力の向上を図るため、研修を充実する。

(3) 家庭・地域・関係機関等との連携

- ア 学校における、いじめ・非行防止のためのネットワークの編成を支援し、関係者の連携を図る。
- イ 学校・PTA・警察連絡協議会、本庄市青少年育成市民会議、本庄市青少年問題協議会等の関係機関との連携を推進する。
- ウ 家庭や地域に対していじめ防止等に関する情報提供や啓発を行う。
- エ 保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校等、学校間相互の連携を推進する。
- オ 学校応援団や地域の方々と学校との連携を推進する。

(4) いじめを許さない機運の醸成

- ア 11月を「いじめ撲滅強調月間」として、意識の高揚を図る。
- イ 人権作文や人権標語など、いじめ問題をはじめとする人権問題を主体的に考える取組により、児童生徒の人権意識を高める。

3 学校において実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

(学校いじめ防止基本方針)

法第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

学校は、国及び県のいじめ防止等のための基本方針及び市基本方針を参酌し、当該学校の実情に応じた学校いじめ防止基本方針(以下「学校基本方針」という。)を策定する。学校基本方針は、いじめ防止等の基本的な方向や取組の内容等について定める。学校基本方針は、学校ホームページへの掲載等により公表するとともに、保護者等関係者に説明するなどし、理解と協力が得られるよう努める。また、学校評価項目に位置づけ、毎年度、学校基本方針におけるいじめ防止等の取組が実効的に機能しているかを評価・検証し、必要に応じて見直す。

(2) 学校におけるいじめ防止等に取り組む組織の設置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

法第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

学校は、いじめ防止等を実効的に取り組む組織を設置する。当該組織は、全教職員でいじめ防止等の共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う中核となる役割を担う。当該組織は、学校基本方針が学校の実情に即して機能しているかを点検し、定期的に、また必要に応じて見直す。また、いじめの情報の迅速な共有、関係児童生徒への事実関係の調査、指導や支援の体制・方針の決定について、中心となって取り組む。

なお、教職員は、いじめの情報を当該組織に報告・共有する義務があることに留意する。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

ア いじめの防止

いじめはどの児童生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、発達段階に応

じて、児童生徒が自分のこととして正面から向き合うことができるよう実践的取り組みを行う。

未然防止の基本として、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また、集団の一員としての自覚や自信を育み、お互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

指導に当たっては、①いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者、周辺の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと ②いじめは刑事罰の対象となり得ること、損害賠償責任が発生すること等 についても実例を示しながら、人権を守ることの重要性や法律上の扱いについて学ぶ取組を行う。

(7) 教職員の姿勢・言動

「いじめの予防」として最も大事なことは「日常の指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図られるようにするために、教職員一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

また、いじめられている子供の立場で指導・支援を行うためには、

- ・子供の悩みを親身になって受け止め、子供の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。
- ・自分の学級や学校にも深刻ないじめが起こりうる（起こっている）という危機意識を持って当たる。
- ・いじめられている子供を守り通すことを最優先に指導・支援する。
- ・教職員は、日常の教育活動を通して常に子供との信頼関係の醸成に努める。

ことを念頭に置いて対応に当たる。

いじめに関する事例を分析してみると、教職員が直接・間接にいじめを生み出している場合がある。教職員がいじめの発生に関わっている場合として、

- ・教職員の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合
- ・教職員の指導が徹底されず、「いじめ」の土壌を温存させている場合

などがあることに十分留意する。

(4) いじめを生まない学級づくり

児童生徒は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、

- ・児童生徒が安心して学級での生活を送ることができるよう配慮する。
- ・わかる楽しさや自他の良さに気づく活動等を推進し、意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。
- ・児童生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。
- ・特別な支援や配慮を必要とする児童生徒については、その特性やニーズ等を理解し、適切な指導、支援を行う。

などのポイントを押さえた学級づくりに、学校を挙げて取り組む。

(5) 「学級集団アセスメント」（心理診断）の実施と活用

「学級集団アセスメント」を実施し、その結果の効果的な活用を図る。

(6) 学習指導

学業不振やその心配のある児童生徒は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ問題等を生む要因の一つとなっている。学習活動の中で学ぶ喜びを味わわせることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。授業改善に当たっては、ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も積極的に加味していく。

(7) 道徳教育・人権教育

- ・いじめは重大な人権侵害にあたり、決して許されないことを児童生徒に十分に理解させる。
- ・教職員の資質向上を図るための研修や公開授業を実施する。
- ・人権擁護機関等との連携を推進する。

(カ) 児童会・生徒会活動

いじめの防止について、児童生徒が自ら考え、議論する活動や、いじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動等の主体的な活動を推進する。(例. いじめ撲滅集会)

(キ) 情報モラル教育

インターネットの適切な利用や、ネットトラブル等に関して理解を深める情報モラル教育を、外部機関を活用するなどして実施する。

インターネット上のいじめも、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であり、重大な人権侵害に当たり、また犯罪行為(名誉棄損罪、侮辱罪等)ともなることを理解させる取組を推進する。

(ク) その他の取組

- ・ 11月を「いじめ撲滅強調月間」として位置づけ、いじめ防止に向けた取組を重点的に実施する。
- ・ 11月を中心に、「命の大切さ」についての校長講話等を実施する。

イ 早期発見

いじめは、どの学校にも、どの児童生徒にも起こりうるという認識の下で、いじめの早期発見に努める。また、いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から適切に関わりを持ち、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化やサインを見逃さないようアンテナを高く保ち、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

- (ア) 学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。なお、アンケート調査の実施に当たっては、児童生徒の目線に立った調査の方法を工夫する。
- (イ) 「彩の国 生徒指導ハンドブック『New I's』」にある「いじめ発見のチェックポイント」等を活用して、該当する項目があれば、児童生徒に声をかけ、該当する項目が複数あるときは、生徒指導主任や学年主任に相談する。
- (ウ) いじめの早期発見に向けて、必要な情報が迅速に報告され、共有される校内体制を確立するとともに、教職員間で共通理解を図る。
- (エ) けんかやふざけ合いについても、いじめの有無について確認を行う。
- (オ) いじめの適切な認知のための取組の結果、その認知件数が増えることは、肯定的に評価される。

ウ いじめへの対処

教職員は、いじめの発見・通報(兆候、懸念、訴え等を含む)を受けた場合には、個人で判断することや、一部の教職員で抱え込むことなく、直ちに(原則、即日)校内組織(校長)に報告・相談し、組織的な対応につなげる。

被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関等との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

(ア) いじめている児童生徒への指導

いじめの内容や関係する児童生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、ただちにいじめをやめさせる。いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

(イ) いじめられている児童生徒への対応

被害者の安全・安心の確保を第一に対応する。また、「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。

(ウ) 周りではやし立てる児童生徒への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気づかせる。

(エ) 見て見ぬふりをする児童生徒への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気づかせる。

(オ) 継続した見守り

いじめの解消については、いじめが止まった状態が3か月を目安に続いており、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認した上で判断する。その間は、注意深く見守りや支援を継続する。また、解消と判断した後も状況に合わせて見守りや声掛けを行う。

(カ) 学級全体への対応

次の点に留意して、対応に当たる。

- ・ いじめは許さないという断固たる教職員の姿勢を示す。
- ・ 話し合いなどを通して、いじめを考える。
- ・ 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・ 自らの意思によって、行動がとれるよう指導する。
- ・ 関係者の心情や人権に配慮する。

(4) 研修の実施と校内相談体制の整備

いじめの問題について年度当初に、全教職員の参加による研修会を実施し、共通理解を図るとともに共通行動がとれる体制を整備する。また、計画的に研修会を行い、実践的指導力の向上を図る。

児童生徒及び保護者が安心して相談できるよう、校内の教育相談体制の整備を図る。また、相談を受けた教職員は、相談者の心情をしっかりと理解し、真摯に対応する。

(5) 家庭・地域・関係機関等との連携

ア 学校は、PTAや地域、関係機関等と連携して、いじめ防止に取り組めるよう、開かれた学校づくりを推進する。また、学校いじめ防止基本方針を公開し、学校と保護者の連携体制への共通理解を図る。

イ 警察署、児童相談所、福祉事務所等、関係機関と学校が、日頃から連携を図り、いじめの防止や対処に関する必要な情報共有が速やかに行われるよう、連携体制を整備する。

ウ 学校応援団や地域の方々など、学校のいじめ防止等のための取組について広報するとともに、児童生徒によるいじめの兆候を発見した際に、速やかに情報が学校に情報提供されるよう、日頃から協力を依頼する。

エ 保護者等を対象とする、児童生徒のネット利用についての研修会等を毎年度に実施する。

第3 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

法第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）

に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

1 重大事態の理解

重大事態の意味を全ての関係者が理解しておく。特に、「疑いがあると認めるとき」と規定されていることに留意する。

いじめにより重大事態に至ったという申し立てが児童生徒や保護者からあったときは、学校は、重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして対処する。

2 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は、速やかに教育委員会を通じて市長へ重大事態の発生を報告する。

3 当面の対応

重大事態が発生した場合には、関係のあった児童生徒が深く傷つくとともに、学校全体の児童生徒や保護者及び地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校及び教育委員会は、関係機関や専門機関と連携して、全体の児童生徒の心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を行うとともに、プライバシーに配慮したうえで、保護者に対して、事態の状況や今後の対応を説明する。また、報道機関等に対しては、予断のない正確で一貫した情報提供を行う。

事態の重要性を踏まえ、必要があると認められる場合には、いじめを行った児童生徒に対して、出席停止等の措置を講じる一方で、いじめを受けた児童生徒に対して、当該児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な措置を講じる。

重大事態への対応にあたっては、国のいじめの防止等のための基本的な方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」のうち『いじめに対する措置』を参考に対応に当たる。

4 学校又は教育委員会による調査

(1) 調査の趣旨及び調査主体

法第28条第1項の規定に基づく調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

重大事態が発生した場合には、学校は、直ちに教育委員会に報告し、学校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと教育委員会が判断した場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会が主体となって調査を実施する。

なお、学校が調査主体となる場合、教育委員会は、調査を実施する学校に対して必要な指導や人的措置も含めた支援を行う。

(2) 調査を行うための組織

学校又は教育委員会は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに調査組織を設ける。

学校が調査の主体となる場合、学校に設置したいじめ防止対策組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え調査組織を設置する。

教育委員会が調査の主体となる場合は、本庄市いじめ問題専門委員会を、当該調査を行うための組織とする。

なお、調査組織の構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いて調査に当たるなどして、当該調査の公平性・中立性を確保する。

(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の間の人間関係にどのような問題があったか、学校の教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、学校又は教育委員会は、調査組織に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒から可能な限り聴き取りを行うとともに、在籍児童生徒や教職員に対して、質問紙調査や聴き取り調査を行う。なお、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う場合には、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先に調査を実施する（例えば、質問紙を通じて、いじめの内容が広く明らかになり、いじめを受けた児童生徒の学校復帰が阻害されることなどがないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた児童生徒に対しては、状況や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

※ 質問紙により調査を実施するにあたっては、それにより得られた結果を、いじめを受けた児童生徒とその保護者に提供する場合があることを、調査に先立ち、調査対象となる児童生徒や教職員に説明する。

（４） 自殺の背景調査における留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査のあり方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査を行うにあたっては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講じることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするとともに、次の事項に留意する。

ア 背景調査にあたっては、遺族が、当該児童生徒のことを最も身近に知り、また、背景調査に対して切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

イ 在籍する児童生徒及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

ウ 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校又は教育委員会は、遺族に対して、在籍する児童生徒への質問紙調査や聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

エ 詳しい調査を行うにあたっては、学校又は教育委員会は、遺族に対して、調査の目的、調査を行う組織の構成、調査の概ねの期間や方法、調査結果の取扱い、調査結果の公表などについて説明し、遺族の合意を得る。

オ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく、総合的に分析評価を行う。

カ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、また、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的な知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。

キ 情報発信・報道対応については、プライバシーに配慮した上で、予断のない正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、情報提供のあり方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。また、「彩の国生徒指導ハンドブック『New I's』」の「Ⅱ自殺予防対策編『資料』」も参考にする。

ク 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報提供等について必要な指導及び支援を行う。

5 調査結果の提供及び報告

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒とその保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒とその保護者に対して説明する。また、適時に、適切な方法で、経過報告も行う。なお、情報の提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシーの保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

調査結果については、教育委員会を通じ市長へ報告する。

いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

6 調査結果の報告を受けた市長による再調査

（公立の学校に係る対処）

法第30条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

（1）再調査

学校又は教育委員会による調査の結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、学校又は教育委員会による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。

再調査は、市長が設置した、本庄市いじめ問題再調査委員会が調査を行う。

再調査は、学校又は教育委員会による調査と同様に、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して適時に、適切な方法で、再調査の進捗状況等及び再調査の結果を説明する。

（2）議会への報告

市長は、再調査結果を市議会に報告する。なお、市議会へ報告するにあたっては、事案の内容に応じて、プライバシーに対して必要な配慮を行う。

7 調査の結果を踏まえた措置

学校、教育委員会、市長は、調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。

第4 その他いじめの防止等のための対策に関する事項

市は、市基本方針に定めるいじめ防止等の取組が実効的に機能しているか検証し、必要に応じて見直す。

学校施設等における災害への取組について

＜学校における避難所の役割＞

1. 避難所は災害で住家を失った被災者等が、一時的に生活を送る場所です。
2. 本庄市地域防災計画では「小中学校の体育館等を活用する」としており、本市の公立小中学校はすべて避難所に指定されています。
3. 小中学校の体育館等を活用する主たる要因は、地域住民にとって身近であり、一定の広さを確保していることによるものです。
4. 災害の発生から学校機能の再開までのプロセスについては、災害の規模や程度により異なりますが、発災以降の各段階において必要と考えられる学校施設の機能は異なり、以下、四つの段階に分けて、必要な機能が整理されます。

①救命避難期（～避難直後）

安全な場所（緊急避難場所）に避難するまでの段階であり、災害から緊急的に身を守ることができることが求められる。

②生命確保期（避難直後～数日程度）

避難後、避難所に支援物資が届き始めるまでの段階であり、避難所における必要最低限の避難生活の確保が求められます。

③生活確保期（発災数日後～数週間程度）

救援物資等が届き始めてから、教育活動を再開するまでの段階であり、炊き出しの実施など、比較的快適な避難生活を送るための対策を講じることとなります。

④学校機能再開期（発災数週間後～数ヶ月間程度）

教育活動を再開してから、避難所としての役割が解消されるまでの段階であり、避難所機能が継続する中で、教育活動を円滑に行うための対策を講じることとなります。

＜体育館や防災倉庫における備蓄品＞

1. 防災倉庫は、シルクドーム、はにぼんプラザ※、本庄東中学校※、セルディ及びアスピアこだま※に設置されており、食料、毛布、トイレ、カセットボンベ発電機、LPガス発電機、投光器等の災害用資機材を備蓄しています、また、本年度新設するエコピアの防災倉庫にも同様の備蓄を予定しています。（※は併設）

2. 「1.」の防災倉庫に加え、市内で指定する78カ所の避難場所のうち、各地区公民館等では食料やトイレ、毛布等を備蓄しています。
3. 食料及びトイレの備蓄状況は、平成29年4月1日において、食料は約3万食分、トイレについてはマンホールトイレを含め簡易トイレ約110台の備蓄を完了する予定です。
4. 地域防災計画では、マグニチュード7.5の大地震の際の避難者数を約1万3千人と想定し、食料については災害発生後、最低限必要と見込まれる3万食を当面の備蓄量の目標として、また、トイレなどの生活必需品は避難者数の1万3千人分に必要な数量の確保を目標に、計画的に備蓄を進めています。

＜児童生徒への防災教育＞

1. 毎年9月第二土曜日に各小学校持ち回りで実施される「本庄市総合防災訓練」において、当該小学校の児童を対象に、避難訓練や初期消火訓練、給水訓練を行っています。また、毎年度、小学生及びその保護者を対象とした「避難所体験訓練」を開催しています。
2. 各学校では、年2～3回の避難訓練を実施しています。避難訓練では、火災や地震、不審者の侵入等を想定した避難訓練を行っています。

地震発生時の避難訓練では、授業中や休み時間など、いつ発生するか分からない地震に対して、いろいろな時間を想定して、その時々への対応の仕方などを指導しています。また、緊急地震速報を活用した対応訓練や保護者への引き渡し訓練も行っています。
3. 防災教育として、東日本大震災の発生日の前後には、校長講話や学級・学年指導などを行っています。また、機会あるごとに防災についての指導を行うようにしています。

学校施設における内装の木質化について

1. 内装木質化とは

- 床は、塗り床やシート床から、フローリング床に改修する
 - 壁は、床面から90cm程度までヒノキ材やスギ材の腰壁を貼るなどの木材を利用した内装改修のことです。
- 近隣では、埼玉県ときがわ町における先進事例などがあります。

2. 学校施設における木材利用の意義と効果について

文部科学省によると、学校施設での木材利用による心理・情緒・健康面への効果が挙げられています。

- 子供たちのストレス反応を緩和させ、授業での集中力が向上する
- 教室内の広さ感が増し、居心地の良さや落ち着き感を感じ生活できる
- 木質の床は、結露せず転んで怪我をしなくなる
- インフルエンザの蔓延を抑制する傾向が見られる

3. 改修工事費について

ときがわ町における内装木質化改修の工事費を参考に、本庄市の木質化未改修の2中学校における概算工事費を試算すると以下の通りです。

- 本庄西中学校（床面積 5,776 m²）：2億4300万円
- 本庄南中学校（床面積 8,361 m²）：3億5200万円

4. 補助金等について

内装木質化に適用できる補助金は、

- 学校施設環境改善交付金の大規模改造（老朽）エコ改修
- となり、交付金の算定割合は、補助対象経費の1／3程度となります。

5. 本市における内装木質化の実績と今後の予定について

本市の学校施設での内装木質化の採用実績は、以下の通りです。

- 児玉中学校
- 本庄東中学校
- 本庄東小学校の新3号館

内装木質化の実施時期については、平成29年度から5ヵ年でトイレの改修予定ですので、平成34年度以降の実施に向けて検討します。